

聞き、私自身も美しく、力強い存在に思えてきたものだった。

当時は自分のカルチャー・アイデンティティを強く意識し始めた頃だったので、白人の優位性を否定し、マイノリティとしての肯定的なアイデンティティを主張していた。しかし、私は黒人の友達と別れ、一人で大学に進学してみると、自分の考えに混乱し、孤立した気がしていた。今、当手を振り返ってみると、もし私を理解してくれるカウンセラーがいたならば、話をするだけでもすいぶん助けられただろうと思う。

〔引用文献〕

- (1) Minoura, Y. 1992 A sensitive period for the incorporation of cultural meaning system. *Ethos*, 20 (3), 304-339.
- (2) Murphy-Shigematsu, S. 1986 *Voices of Americans*, doctoral dissertation, Harvard University.
- (3) Katz, Richard 1993 *The Straight Path*, New York: Addison-Wesley.
- (4) Murphy-Shigematsu, S. 1997 *Ethnic Identities of American-Japanese*, Japanese Journal of Multilingualism and Multiculturalism, Vol. 3.
- (5) Ivey, A. E. 1995 *Psychotherapy as Liberation*. In J. G. Ponterotto, et al. (Eds) *Handbook of Multicultural Counseling*, pp. 53-72, Thousand Oaks, CA: Sage.

〔ライター・マーティン・トビキオ 東京大学留学生センター助教〕

多文化時代のカウンセリングのかたちとありかた (編) 現代学上井上 1998 伊藤武彦 ●

多文化時代のカウンセリングのかたちとありかた

偏見とカウンセリング

一 多文化時代の日本における偏見と差別

一九九七年一〇月愛知県小牧市で日系ブラジル人のエルクラーノ君(当時十四歳)が日本人少年約二六人に囲まれて暴行を受け、三日後に死亡するという痛ましい事件が起きた(ラズロー、一九九六)。残された両親は、日本人の外国人への差別と偏見を指摘しつつも、現在は同じ人間としての平等と命の尊さを訴えるキャラバン活動を展開している。しかし、この事件とその後の両親の活動に関して、日本のマスコミの中には、日本社会に適應せずトラブルの元と

伊藤武彦

なるブラジル人、さらには問題の多い外国人労働者とその家族、というとらえかたの報道も多く見受けられる。日本は、経済の成長にともなって多くの外国人労働者を受け入れてきた。しかし、多数のニューカマーの受け入れ後の多文化時代になっても、日本人の意識の改革は充分とはいえない。

一方、日本の大学のキャンパスでも外国人留学生が目立つようになり、彼らに対する日本側の偏見と差別の克服が課題と指摘されている(伊藤、一九九七)。たとえば、田中(一九九七)によれば、日本留学中の中国人留学生三二七人の四一%が

日本留学の不满として「アジアからの留学生を差別する傾向がある」と回答した。それに続く中国人留学生二五九人の調査では、「日本人は中国人を差別する」と五九・九%が思っており、日本を嫌うようになった留学生には、日本人による差別の経験が影響している。また、山崎⁽¹⁶⁾、山崎⁽¹⁷⁾は、アジア系就学生一三四名の調査により、差別された経験は良い日本人のイメージ（親しみやすい、暖かい）を大いに損なっていることを示した。このことは、大学関係者がこのような実態をふまえて留学生に対応していかなければならないことを示している。

大学での学生相談にたずさわる堀田⁽³⁾（一九六）は、同性愛のカウンセリングについて、おそらく日本で最初の論文を著している。同性愛は一九八〇年までの精神医学では病理的な異常・精神障害の一つとみなされていた。それまでは、同性愛者が生じる理由について、親子関係の問題が同性愛の原因とする研究が盛んであった。しかし、そのような心理的原因論は近年見直されてきている。多くの同性愛者が適応的な家族環境から育っていることが説明できないからである。九〇年代に入ると、同性愛者が異性愛者と異なった細胞核をもつことや、染色体上に同性愛に影響を

て、二重の差別や防衛的態度を持っていることを指摘している。

カウンセラーは、マイノリティのクライエントとの間にも信頼に満ちた深い関係を築く力量が必要であり、もし社会に蔓延する偏見や差別の風潮に流されてカウンセラーが不安を持ったり差別をおこなったりすれば、クライエントをますます悪い状況へと追い込む危険性がある。

以上のように、カウンセラーや精神保健の専門家にとって、偏見と差別の問題は多文化時代をむかえた今日の日本において避けることのできない問題となっている。では偏見と差別とは何なのか？ どのように克服すべきなのか？

本論では、まず第一に、偏見と差別について社会心理学的な説明をする。次にカウンセラーなどの専門家に焦点をあわせ、偏見と差別の実態とその克服法について解説する。

二 偏見と差別の社会心理学的な説明

1 差別・偏見の定義

外国人に対する差別や偏見の問題を考えるにあたり、まず、差別と偏見の定義をみていこう。

及ぼすと考えられる遺伝子マーカーが発見された。このように同性愛の生物学的な原因が明らかになった。親の育て方や本人を矯正することによって、「異常」な性的嗜好を「正常」なものへと治療するという時代は終わった。

堀田は、ゲイとしてのアイデンティティの形成についての段階理論をふまえ、同性愛としての自分を受容することを助けるカウンセリングを提唱している。同性愛の嗜好を持つ人々に混乱を与える要因として、ステレオタイプのな（「男らしい」）男性像と自己像との葛藤や、家族や身近な人に対して告げにくいこと、さらに、同性愛が異常であるという社会的偏見が自分の心の中にも染み込むこと、を指摘している。カウンセラーにとっては、正確な知識と偏見無き態度が必要なのである。

医療場面でカウンセリングをおこなっている金沢⁽⁶⁾（一九七）は、日本人が欧米に比べてHIV感染者（エイズ患者）についての正確な知識の普及度・理解度が低く、彼らに対する不安や偏見が強く、HIV感染者の差別を肯定しており、とりわけ同性愛者に対する偏見差別が著しいという宗像⁽⁶⁾（一九七）の調査結果をふまえ、HIV感染者に対する社会の差別や偏見が同性愛者や薬物乱用者の差別に加え

「偏見」とは「ある集団とそのメンバーに対する正当化できない否定的な態度」のことである。これに対して、差別とは「集団またはそのメンバーに対する正当化できない否定的な行動」である。偏見は「態度」であり、差別は「行動」であることを理解することが大切だ。

態度は「信念・感情・あるいは行動傾向において見られる、あることやある人に対する好意的あるいは非好意的な評価的反応」と定義される。態度には（A）感情（affect）、（B）行動傾向（behavioral tendency）、（C）認知（cognition 信念）の三つの成分がある。ある集団あるいはそのメンバーに対して、嫌い・不快などの否定的な感情は偏見のA成分である。〇〇人には近づきたくないとか、いじめたくなるなどの否定的な行動傾向が、偏見のB成分である。〇〇人は、知能が低い、乱暴だなどという否定的な認知をして、そのような信念をもつことが偏見のC成分である。

偏見と類似した用語に「先入見」がある。先入見も偏見も、ある集団の成員を正当化できないようなステレオタイプ化された認知をしている点では共通している。では、違いは何であろうか？

誤った先入観は正しい情報が与えられれば自らの知識を修正して対象をなる集団への評価より正確な方向へと変化することができる。それに対して偏見では、その否定的評価があまりにも否定的感情(A)や行動傾向(B)とむすびついているために、いくら正しい別の知識が与えられても、自らの態度を変容させることができない。場合によっては、正しい情報そのものを例外的なもの、些末なもの、あるいは、偽の情報であるとして処理してしまう。

2 認知と信念とステレオタイプ

ある集団に対する否定的評価をおこなう偏見は、感情的・情動的な関連性からおきることもあれば、自分の行動の正当化の必要からくることもあれば、否定的な信念からくることもある。

ある集団の人間の属性についての信念のなかにステレオタイプと特徴づけられることもある。ステレオタイプはある集団の人間の属性についての過剰な一般化であり、集団のメンバーを等質とみるおおよっぱな見方である。ステレオタイプは、新しい情報が与えられてもなかなか変化しにくいという性質を持つ。ステレオタイプの例として、陽気

なアメリカ人、紳士的なイギリス人、時間に厳格なドイツ人、芸術的なフランス人といったものがある。これらの例からわかるようにステレオタイプそれ自体は、肯定的なものもあれば否定的なものもあり、好意的なものあれば非好意的なものもある。

ステレオタイプのな見方自体がイコール偏見であるということはできない。しかし、否定的なステレオタイプは、過剰な一般化や誤った一般化の結果である場合が多い。そしてそれは、偏見のC成分である認知的な基礎となるのである。

偏見の対象は、偏見の定義のところで述べたようにある集団ないしそのメンバーである。我々はすべての民族に偏見を持つわけではない。我々の中に一定のイメージのある民族や国家に属する集団に対してのみ我々は偏見を持つことができる。

この場合、○人に対する態度を我々が持つとき、多くの場合、日本人集団との対比で対象化する場合が多い。すなわち「我々」日本人に対する「彼ら」○人という関係である。「彼ら」の集団を「外集団」とよび「我々」の集団を「内集団」とよぶ。社会心理学は多くの実験で「内集

団バイアス」(身びいき)を明らかにしてきた。自分の所属する集団のメンバーを、より好意的に知覚し、判断し、行動する傾向のことを、内集団バイアスと呼ぶのである。これは自分の所属する集団を好意的に認知するのは、自分自身を肯定的に評価したいという要請からくるものである。

このような外集団が内集団と敵対関係にあったり競争関係にあったりしたときは、外集団のメンバーが、敵としてイメージしやすい。あるいは外集団が内集団に対して支配あるいは被支配の関係にあるとき、敵対したり軽蔑したりする偏見が生じやすいのはいうまでもないだろう。

3 偏見と差別の関係

偏見は態度(＝人間の内的な状態)であり、差別は(直ちに観察可能かどうかは別として)外にあらわれている行動である。人の心や身体や社会的地位や自由や人権や発達の可能性を傷つけたり損なったりする行動がその行動の主体の意図にかかわらず、差別行動であると断言できる。しかし、他方では、差別と偏見は密接に関連している。

差別はその不当性に依じて外的かつ強制的にコントロールしうるものであり、かつコントロールされなければなら

ない。すなわち、人権や自由や発達の可能性を侵しつづける、今後も侵していくであろうような行動は法や権力によって取り締まることができる。

これに対して、偏見は心のあり方の問題であるから、基本的に良心の自由、思想、信条の自由の問題であって、強制的にコントロールされるべきでない。それが、どのような内容をもつものであっても、本人の自覚によって変えられるべき性質のものであり、その達成には権力的ではなく、教育的・発達のな働きかけがなされなければならない。差別は取り締まられなければならないが、偏見は取り締まってはならないのである。

かつて、奴隷主の奴隷に対する蔑視と偏見が奴隷制という制度的差別を支えてきたように、偏見が社会の中の観念形態(イデオロギー)として存在することは、不当な社会的制度を支える上で不可欠である。もちろん、あからさまに差別を行わない偏見の持ち主がおり、偏見にとらわれなくとも差別に手を貸す場合があることも理解するべきである。しかし、その認識とともに、社会の中では偏見と差別は互いに補強しあい、互いに支持しあっているという事実を覆ってはならない。

表1 カウンセリングや精神保健分野での差別の例 (Ridley, 1995 文献¹²)

レベル	個人による差別の例	機関による差別の例
あからさまな overt	治療者は、マイノリティが劣等であるという信念をもちクライアントとして受け入らない	あるマイノリティ集団のメンバーをクライアントとして扱うことを機関があからさまに拒否する
かくされた covert intentional	他の理由を付けて、経験の少ないカウンセラーをマイノリティのクライアントに担当させる	マイノリティにとって高額すぎる料金設定をして、事実上その機関での治療を受けにくくさせる
非意図的 (知らず知らずの) covert non-intentional	マイノリティの特性を理解せず通俗的・専門的無知から病理的な診断を治療者が誤って下す	マイノリティの特性を配慮せず、テストの構成や解釈にバイアスがあることを考慮せずに、標準化された心理検査を機関が常用する

行動が差別であるかを特定することから始めなければならぬ。差別という行動は変容可能だが実際はなかなか変わりにくい(抵抗がある)ことがある。差別の再発防止のため

サンドウ・アスピー (Sandhu & Aspy 1997¹³) はカウンセリングの学派ごとに偏見をどうとらえるのかを説明し、偏見に関連する諸尺度を掲載している。また、リドレー (Ridley 1995¹²) は、米国におけるマイノリティがクライアントになったときに、さまざまな不利益を受けてきたことの証拠を多数提出し、カウンセラー側がそのような差別的対応をする原因として、(1) 善意の有害な働きかけ、

三 偏見とカウンセリング

日本のカウンセリングや臨床心理士などの専門家に向けて書かれた著書や論文のなかで、偏見と差別の克服方法を扱っている内容は、残念ながら、まだ少ない。しかし、海外の文献の中には、この問題を扱った研究がいくつか生まれてきている。たとえば、ポンテロット・ピーダーセン (Ponterotio & Pedersen 1993¹⁰) はカウンセラーと教師のために主に人種偏見を防止するための心理学的方策を述べている。偏見と人種差別の理解、民族的アイデンティティの発達、学校や地域において人種についての気づきを高めるためのプログラム、偏見と差別防止のための査定・研究・資料について紹介している。

(2) 文化差に配慮しない旧弊なカウンセラー教育、(3) カウンセラーの視野の狭さ、(4) 被害者の被害の原因を被害者のせいにする、(5) 内集団と外集団を区別する思考法の5点を指摘している。

差別をする人は多数者集団のメンバーに限らない。マイノリティのメンバーを含め、だれでもが差別の加害者となりうる。また、非意図的な差別もあるので、差別かどうかは行為の意図ではなく結果で判断すべきである。

さて、リドレーは、差別をする人は、教師やカウンセラーも含め、権力を持っている人であるとする。また、専門家であるなしを問わず、差別を放置し傍観することは、差別することにつながると厳しく指摘する。カウンセリングにおける差別防止はすべての精神保健の専門家の社会的責任であるとも述べている。

差別の撤廃については、差別は観察可能であるが、それがいつも人前で行われるわけではないという難しさがあがる。差別は、他の行動と同様に学習された行動(オペラント行動)であるので、それは変容可能であるとリドレーは主張する。しかし、差別の克服のためには、意識を高めるだけでは不十分である。差別を無くするには、まず、どの

めには、差別の逆の肯定的な行動が獲得・強化・モニターされなければならない。

リドレーは表1のようにカウンセラーや機関の差別的対応の例を出している。あからさまな差別、かくれた差別、知らず知らずの差別の三つのレベル・タイプにより、個人による例と機関による例である。この中で、「あからさまな差別」は(米国では)違法である。また、セラピストやカウンセラーは特に非意図的な差別に対して注意しなくてはいいけない。

四 まとめ——差別と偏見の克服のために

マイノリティのクライアントに対するカウンセラーにとって、心がけるべきだと思われるのは以下の点である。

1 カウンセリング場面内外で、偏見のない態度が必要である。社会の中で広がっている偏見にカウンセラー本人もさらされていることに留意し、社会的偏見を對象化する態度が必要である。そうすることにより、クライアントの立場を理解し、クライアントの視点に立つこともできる。カウンセラーは一对一の人間関係を基本とするので、ステレオタイプのイメージに基づいた偏見を克服す

る条件に恵まれているともいえる。

2 相手の集団・文化についての正確な知識が必要である。偏見や誤った知識に基づく介入は、クライエントをさらに傷つけることになる。ちょうど、犯罪の被害者に対して本人の落ち度を強調することは、被害者に二重の心理的被害を与えることになる(諸澤, 一九七九)ように、誤った原因帰属をマイノリティのクライエントにおこなってはならない。

3 多文化カウンセリング理論(井上, 一九九〇)による気づきと知識と技法の習得が望まれる。異質な人々に不寛容といわれる日本社会の中でこそ、マイノリティであるクライエントの援助のための理論と実践が生み出されることが期待される。

4 「臨床心理士倫理綱領」では臨床心理士の責任として「その業務の遂行に際しては、来談者の人権尊重を第一義と心得、個人的、組織的、財政的、政治的目的のためにおこなってはならない。」と定めている(日本臨床心理士資格認定協会, 一九七九, 六頁)。Ridley (1995)は、差別を放置したり傍観することは、自分が差別することと本質的に同じであるという意味のことを述べている。

カウンセラーや心理職の社会責任として、クライエントに対する偏見や差別を防止するために行動する課題がある(Lee & Walz, 1998)。そのためには、社会福祉分野で重要性が唱えられているアドボカシー、すなわちクライエントの権利のために戦うこと(ヘイトマン, 一九七九)が心理職やカウンセラーにも求められる。

5 社会の中の偏見と差別が直接的・間接的な環境要因となつてクライエントを苦しめているとすれば、その原因となる要因を社会から除去するという根本的な予防的観点も必要である。そのためには、個人のレベルだけでなく臨床心理的地域援助の技法(山本, 一九七九)を用いて、よい環境づくりをおこなうのも心理専門家の仕事となるだろう。実際、アメリカ心理学会は、人種偏見と差別の除去の問題に取り組み、一般人向けのパンフレット(American Psychological Association, 1997)を作成している。日本の場合も個々の臨床心理士・カウンセラーの努力だけでなく、学会など専門家集団の組織的な取り組みが望まれる。

【引用文献】

- (1) American Psychological Association (1997). *Can- or bury prejudice: A guide for counselors and educators*. Newbury Park, CA: Sage.
- (2) ヘイトマン, M. (一九九五) (西尾祐吾 監訳) 『アドボカシーの理論と実際——社会福祉における代弁と擁護』 八千代出版 一九九八
- (3) 堀田香織 「男子大学生の同性愛アイデンティティ形成」 『学生相談研究』 一三巻、一九〇二頁 一九九八
- (4) 井上孝代 「多文化時代のカウンセリング理論」 (本書所収) 一九九八
- (5) 伊藤武彦 「偏見と差別の心理と留学生への対応」 井上孝代 (編) 『留学生の発達援助——不応の事態と対応』 九五—一〇九頁 多賀出版 一九九七
- (6) 金沢吉展 『医療心理学入門——医療の場における心理臨床家の役割』 誠信書房 一九九五
- (7) Lee, C. C. & Walz, G. R. (1998). *Social action: A mandate for counselors*. Alexandria, VA: American Counseling Association.
- (8) 諸澤英道 (編) 『犯罪被害者——その権利と対策』 『現代のエスプリ』 三三六号 一九九五
- (9) 日本臨床心理士資格認定協会 (監修) 『臨床心理士になるために——第10版』 誠信書房 一九九七
- (10) Ponterotto, J. G., & Pedersen, P. B. (1998). *Preventing prejudice: A guide for counselors and educators*. Newbury Park, CA: Sage.
- (11) ラスロー, T. (一九九六) 『ラジカル少年はなぜ殺されたか』 『世界』 一九九八年九月号、二二〇—二二二頁
- (12) Ridley, C. R. (1995). *Overcoming unintentional racism in counseling and therapy: A practitioner's guide to intentional intervention*. Thousand Oaks, CA: Sage.
- (13) Sandhu, D. S., & Aspy, C. B. (1997). *Counseling for prejudice prevention and reduction*. Alexandria, VA: American Counseling Association.
- (14) 田中圭子 『中国人留学生の日本観と文化的背景: 嫌日傾向から見た考察』 神戸大学大学院国際協力研究科修士論文 (一九九六 未公刊)
- (15) 山本和郎 (一九七九) 『臨床心理的地域援助の技法』 日本臨床心理士資格認定協会 (監修) 『臨床心理士になるために——第10版』 誠信書房、六〇—六五頁 一九九七
- (16) 山崎瑞紀 「アジア系就学生の対日イメージ形成に関する因果モデルの検討」 『教育心理学研究』 四二巻、四四二—四四七頁 一九九四